

## 浜松市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資するため、補聴器を購入する難聴児に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 本事業における補聴器購入費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する18歳未満の者(以下「児童」という。)かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- (2) 日本耳鼻咽喉科学会が推薦した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断された者であること。
- (3) 当該児童の属する世帯に、申請のあった月の属する年度(当該年度が4月から6月までの間に行われた場合においては、前年度)の市民税所得割額が46万円以上の者がいないこと。
- (4) 市税を完納している世帯に属していること。
- (5) 対象児が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費の助成を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員等(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)
  - イ 暴力団員等と密接な関係を有する者

(対象補聴器等)

第3条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準額(以下「基準額」という。)及び耐用年数は、別表のとおりとする。

2 助成の対象となる補聴器の個数は、装用効果の高い側の片耳装用分として1個とする。

ただし、教育上等市長が真に必要と認めた場合は、両耳装用分として2個を対象とすることができる。

(助成金の算定基礎)

第4条 この助成金の算定基礎となる額(以下「算定基礎額」という。)は、第3条に規定する対象児が新たに補聴器を購入する費用又は本要綱に基づき購入した補聴器を、別表の耐用年数経過後に購入する費用(以下「購入費用」という。)と、別表の基準額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、前条第2項の規定により、両耳に装用する場合の助成金の算定基礎額は、左右それぞれの耳について購入費用と別表の基準額とを比較して少ない方の額とする。

(助成額)

第5条 市長は補聴器購入費の3分の2の額を交付する(1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる)。この場合において、前条に規定する算定基礎額を超える部分については、助成の対象としない。

(交付の申請)

第6条 助成を受けようとする対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第2号の精密聴力検査機関の専門医が、対象児の聴力検査を実施したうえで交付した意見書(別紙)
- (2) 前号の意見書に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店(以下「補聴器業者」という。)が作成した見積書
- (3) 市税納付確認同意書(第2号様式)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
- (5) その他、市長が必要と認める書類

2 補聴器購入後の助成の申請については、これを認めない。

3 既に助成を受けているものは、前回の決定日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として助成対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能又は当該児童の障害状況の変化が生じた場合はこの限り

ではない。

( 交付の決定及び条件 )

第7条 市長は、前条の規定による助成の申請があったときは、その書類を審査したうえで助成の可否を決定するものとする。

2 市長は助成を行うことを決定した場合は、難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知し、却下することを決定した場合は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書(第5号様式)を申請者に通知する。

3 第1項の交付決定には次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が軽微であると認める場合を除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならない。

(5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

(6) 当該補助事業により取得した補聴器を別表に規定の耐用年数以内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を得なければならない。

(7) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。

(8) 第13条第1項の規定より補助金交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還命令を受けた場合において、第14条の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。

( 財産処分の制限 )

第8条 本要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を得ないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して市長が定める期間とする。

( 実績報告 )

第9条 第7条の決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)で、補聴器の購入が完了した者は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、難聴児補聴器購入費助成事業完了報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 助成決定者が予め代理受領方式を選択した場合には、補聴器業者は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、難聴児補聴器購入費助成事業完了報告書(第6号様式)及び難聴児補聴器購入費助成券((第7号様式)(受領者氏名欄に受領者の署名があるもの))を市長に提出しなければならない。

( 確定の通知 )

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、難聴児補聴器購入費助成金確定通知書(第8号様式)により申請者に通知する。

( 請求の手続き )

第11条 前条の通知を受けた者は、通知受領後10日以内に、難聴児補聴器購入費助成金請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

( 代理受領 )

第12条 申請者は、助成事業に係る実績の報告、助成金に係る交付確定通知の受領並びに助成金の請求及び受領に係る権限を、補聴器業者に委任することができる。

2 市長は、助成決定者が補聴器業者に支払うべき補聴器購入費について、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金として助成すべき額の限度において、助成決定者に代わり、補聴器業者へ支払うことができる。

( 交付決定の取消し )

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令もしくはこれ

らに基づく市長の処分違反したとき。

(3) 第2条第6号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第14条 申請者は、前条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたときは、規則の規定により加算金を市に納付しなければならない。

2 申請者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則の規定により遅延損害金を市に納付しなければならない。

(台帳の作成)

第15条 市長は助成の執行状況を明確にするため、難聴児補聴器購入費助成台帳(第10号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補聴器の種類	1台当たりの基準額（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	補聴器本体（電池を含む） イヤーマールド  （注）イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	43,200		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型（レディメイド）	96,000		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	補聴器本体（電池を含む）	
骨導式ポケット型	70,100	補聴器本体（電池を含む） 骨導レシーバー ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	補聴器本体（電池を含む） 平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
機器の種類	1台当たりの基準額（円）	基準価格に含まれるもの	
F M型受信機	80,000	機器購入費	
F M型用ワイヤレスマイク	98,000		
オーディオシュー	5,000		
修理部位	基準額（円）		
イヤーマールド交換	9,000		

（注）業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の額の100分の106に相当する額を基準の上限とする。

難聴児補聴器購入費助成金交付申請書

申請日 年 月 日

（あて先）浜松市長

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（署名又は記名押印をしてください）

児童氏名 \_\_\_\_\_

下記により助成金の交付を申請します。

購入費助成金交付審査のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、補聴器の購入状況その他について、他市町村など関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

購入等を希望する補聴器等の種類	別紙補聴器交付意見書のとおり イヤモールドの交換		
購入等を希望する業者名	名称 所在地 電話番号		
交付対象児の扶養義務者名		児童との続柄	
身体障害者手帳の申請の有・無	有・無 障害者総合支援法等に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。		
生活状況等	在宅施設医療機関	最近5年間の補聴器の購入状況	右（有・無） 年 月 日購入 左（有・無） 年 月 日購入 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付 障害者総合支援法に基づく補聴器の
代理受領方式の利用の有無	利用する ・ 利用しない いずれかに○を付けてください。		
備 考			

## 市税納付確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(署名又は記名押印をしてください)

児童氏名 \_\_\_\_\_

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第6条第1項の規定により、市において、補助金交付申請者及び世帯員の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金

第3号様式（第6条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（1）暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

（2）暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員等と密接な関係を有する者

（4）前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（署名又は記名押印をしてください）

難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

浜松市長



さきに申請のありました助成金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

交付番号	第 号	交付決定 年 月 日	年 月 日
対象児童氏名			
決定内容	補聴器等の種類：	決定業者	
購入費等の額	円	利用者 負担額	円 公費 負担額
= +			円
条 件	<p>1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。</p> <p>2 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。</p> <p>3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。</p> <p>4 規則に基づく市長の指示に従うこと。</p> <p>5 当該補助事業により取得した補聴器を5年以内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を得なければならない。</p>		



難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書

第 号

年 月 日

様

浜松市長

印

年 月 日に申請がありました助成金の交付につきましては、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下した理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住 所 浜松市  
 電話番号  
 氏 名  
 （署名又は記名押印をしてくだ

さい)

児童との続柄

難聴児補聴器購入費助成事業完了報告書

年 月 日付け浜松市 第 号をもって補助金の交付  
 決定を受けた難聴児補聴器購入費助成事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 完了年月日 (補聴器購入日)	年 月 日			
2 決定内容				
3 収支決算	区 分	収入	市補助金	円
			自己資金	円
			計	円
	支出	購入費	円	
4 添付書類	(1) 補聴器領収書の写し			

第7号様式（第9条関係）

難聴児補聴器購入費助成券

1. 助成番号	第	号	2. 助成券発行 年 月 日	年 月 日
3. 氏 名			4. 生年月日	年 月 日
5. 住 所				
6. 保護者氏名				7. 続 柄
8. 対象補聴器				
補聴器 業 者	9. 名 称			
	10. 所在地			
11. 見積額	12. 利用者負担額		13. 公費負担額	
14. 基準額				
15. 上記のとおり交付決定を受けていますので、補聴器業者は、必要な手続きをとってください。				
年 月 日				
浜松市長				印

用具の受領	受領年月日	年 月 日
	受領者氏名	( 児童との関係 )

第 年 月 日

様

浜松市長



難聴児補聴器購入費助成金確定通知書

年 月 日付け、補助事業完了報告書を審査した結果、下記の金額を難聴児補聴器購入費に対する助成金として確定します。

記

金	額	¥							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

## 難聴児補聴器購入費助成金請求書

年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(請求者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

補聴器購入に係る助成金を下記により請求します。

記

1 請求金額(公費負担額) \_\_\_\_\_ 円

2 補聴器購入年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

受 領 方 法	受 領 金融機関名	( ) 銀行・信用金庫・農協 ( ) 本店・支店・支所
	預 金 種 別 該当を で囲む	1 普通      2 当座
	支 店 番 号	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人	

第10号様式(第15条関係)

難聴児補聴器購入費助成台帳

浜松市

単位：円

番号	申請受付 年月日	対象児童 氏名	生年月 日	区	住所	申請者 氏名	区分 (新規・更新)	交付番 号	交付決 定 年月日	補聴器 の種類	装用耳	補聴器購入等 業者名	支給 年月日	購入費等 の額	算定 基礎額	利用者 負担額	公費 負担額	備考	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			

(注)補聴器の種類

- 1 軽度・中等度難聴用ポケット型
- 2 軽度・中等度難聴用耳掛け型
- 3 高度難聴用ポケット型
- 4 高度難聴用耳掛け型
- 5 重度難聴用ポケット型
- 6 重度難聴用耳掛け型
- 7 耳あな型(レディメイド)
- 8 耳あな型(オーダーメイド)
- 9 骨導式ポケット型
- 10 骨導式眼鏡型
- 11 FM補聴システム

